

第1号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

令和3年7月9日

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長殿

照会者名 三宅坂総合法律事務所
弁護士 野間 昭男
同 森川 友尋
同 小島 啓

住所 東京都千代田区内幸町二丁目1番4号
日比谷中日ビル6階

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあっては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

建設業法第3条第1項（建設業の許可）

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

(1) 本件の取引の概要（建設業許可の要否が問題となる前提状況）

本件は、航空機用のシミュレーター機器及びこれに関連する設備機器（総称して以下「本設備機器等」という。）、並びに各本設備機器等を作動させかつ各本設備機器等を相互に連携させるソフトウェアシステム（以下「本システム」といい、本設備機器等と総称して以下「本設備機器等・システム」という。）の納品及び設置を行う取引に関するものである。

本設備機器等・システムの利用を企図するエンドユーザーは、国内機器メーカーであるY社に対して、エンドユーザーが別途建設した施設（以下「本建物」という。）への本設備機器等・システムの納品及び設置を委託する予定である。

そして、Y社（下記①）で実施される建設工事に必要な建設業許可を全て保有してい

る。)は、本設備機器等・システムの設置作業につき、建設業許可を必要とする建設工事に該当する部分があることを踏まえ、一部を除き以下のとおり再委託することを想定している。

①建設業法上の建設工事に該当する作業部分については、これに対応する建設業許可を有する日本国内の建設業者（以下「本建設業許可業者」という。）に再委託する。

②建設工事に該当しない技術支援行為や、本設備機器等・システム設置後の本システムの作動確認等を行う作業部分については、国内商社であるX社を通じて、本設備機器等の主要部分のメーカーである外国法人のA社に委託する（なお、A社が契約を締結する相手方はX社のみであって、A社と、エンドユーザー（建設工事の発注者）又はY社との間に契約関係はない。）。

上記①は、本建設業許可業者が、本設備機器等の本建物への設置と、本システムによる本設備機器等間の連携に必要な有線ケーブルの接続に関する物理的作業の一切を行うというものである。Y社及び本建設業許可業者の間で、当該作業を委託する内容の契約が締結されることになる。

また、上記②は、本設備機器等・システムの正常な動作を期して行われるものであり、A社において以下の作業が予定されている（具体的関与の態様等の詳細は後記（3）参照）。

(i)本設備機器等設置作業の工程から、本設備機器等の主要部分のメーカーであるA社が、本建設業許可業者の実施する作業内容について作業現場で助言することにより技術支援を行う。

(ii)A社が、本設備機器等設置完了後の本システムの動作確認及び全システムの作動確認・試運転を行う（この(i)及び(ii)以外にA社は作業を一切行わない。）。

なお、上記②に係る契約は、Y社とX社との間で締結され、さらにX社とA社との間で締結されることになる。X社はY社とX社との間の契約において、また、A社はX社とA社との間の契約において、それぞれ、上記①の建設工事の完成を請け負うことなく、単に上記の技術支援や本システムの動作確認・試運転を行うことを受託するのみである。

また、X社およびA社が、上記①のY社と本建設業許可業者との間の請負契約締結に係る意思決定に関与することは一切ない。

なお、Y社は、上記①で実施される建設工事に必要な建設業許可を全て保有している。一方、X社及びA社は建設業許可を一切有していない。また、上記②（(i)及び(ii)）に関するY社からX社、及びX社からA社への各委託の代金は、いずれも500万円以上となる想定である。

(2) 本設備機器等・システムの内容

本設備機器等・システムは、全周型のスクリーンを備えたドーム型施設であるシミュレーター及びこれに関連する機器並びにシステムであり、航空機のパイロットがドーム型施設内部に格納されたコックピットに入り、スクリーン部分に投影される航空機操縦席の機窓映像を見ながら、コックピット操作を行うことにより飛行の模擬訓練を実施することができるものである。

本設備機器等・システムの納入・設置に当たり、下表の各施設・設備等が必要となる。

	主な施設・設備	概要説明								
1	本建物	<p>本設備機器等一式を設置するエンドユーザーの建物である。</p> <p>本建物内には、以下のような部屋が整備される。</p> <table border="1"> <tr> <td>(1)</td> <td>シミュレーターホール ：ドーム型施設（その内部にコックピットを格納）、その周囲の鉄骨枠組み及び投影設備を設置。</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>サーバー室 ：サーバー機器を設置。</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>Instructor Operating Station (IOS) 集中管理ステーション（インストラクターが訓練過程をモニターし、遠隔操作する作業を行うための部屋） ：コンピューター（パソコン）、モニター、キーボード、マウス、コントロールパネル、ヘッドセット、机、椅子を配置。また、本建物壁面にモニターを据付。</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>中央制御室（飛行訓練中などに本システムを監視・制御する作業を行うための部屋） ：コンピューター（パソコン）、モニター、キーボード、マウス、机、椅子を配置。</td> </tr> </table>	(1)	シミュレーターホール ：ドーム型施設（その内部にコックピットを格納）、その周囲の鉄骨枠組み及び投影設備を設置。	(2)	サーバー室 ：サーバー機器を設置。	(3)	Instructor Operating Station (IOS) 集中管理ステーション（インストラクターが訓練過程をモニターし、遠隔操作する作業を行うための部屋） ：コンピューター（パソコン）、モニター、キーボード、マウス、コントロールパネル、ヘッドセット、机、椅子を配置。また、本建物壁面にモニターを据付。	(4)	中央制御室（飛行訓練中などに本システムを監視・制御する作業を行うための部屋） ：コンピューター（パソコン）、モニター、キーボード、マウス、机、椅子を配置。
(1)	シミュレーターホール ：ドーム型施設（その内部にコックピットを格納）、その周囲の鉄骨枠組み及び投影設備を設置。									
(2)	サーバー室 ：サーバー機器を設置。									
(3)	Instructor Operating Station (IOS) 集中管理ステーション（インストラクターが訓練過程をモニターし、遠隔操作する作業を行うための部屋） ：コンピューター（パソコン）、モニター、キーボード、マウス、コントロールパネル、ヘッドセット、机、椅子を配置。また、本建物壁面にモニターを据付。									
(4)	中央制御室（飛行訓練中などに本システムを監視・制御する作業を行うための部屋） ：コンピューター（パソコン）、モニター、キーボード、マウス、机、椅子を配置。									
2	ドーム型施設	<p>シミュレーターホール内に、ドーム型のシミュレーター施設として、全周囲を表示可能な高解像度スクリーン（球体）を備えたドーム、及びドームの上方外部に後記鉄骨枠組みに据え付ける形で投影設備が設置される。</p> <p>訓練飛行中の周囲の環境その他空間状況をコンピューター生成してドーム内スクリーンに3次元模擬映像を表示するためのソフトウェアが、前記1(2)サーバー室に設置されたサーバー機器に格納されており、当該ソフトウェアとドーム型施設及び投影設備が有線ケーブルによりネットワーク化されることでシミュレーターとして作動</p>								

		<p>する仕組みである。</p> <p>ドーム型施設は、固定具で本建物床面に設置される。また、ドーム型施設のスクリーンの上外部に投影設備を取り付ける土台並びにドーム型施設及び投影設備のメンテナンス用の足場として、ドーム型施設の周囲に鉄骨の枠組みが組み立てられた上で固定具により本建物床面に設置される。</p>
3	航空機用コックピット（全計器類含む）	<p>ドーム型施設内に設置される操縦機材であり、訓練者が着座する航空機のコックピットを模擬した設備である。当該設備は、サーバー機器や他の本設備機器等と有線ケーブルで接続される。</p>
4	本システムに係るソフトウェアを格納したサーバー機器・コンピューター等	<p>サーバー室にはサーバー機器が設置される。</p> <p>また、前記1(3) Instructor Operating Station (IOS) 集中管理ステーション及び前記1(4)中央制御室には、コンピューター（パソコン）、モニター、キーボード、マウス、コントロールパネル、ヘッドセットが配置され、Instructor Operating Station (IOS) 集中管理ステーションは本建物壁面にモニターも据え付けられる。これらのサーバー機器やコンピューターには、ドーム型施設等を動作させるためのソフトウェアが格納される。</p> <p>そして、これらのサーバー機器やコンピューターは相互に各部屋に設置された本設備機器等（ドーム型施設やコックピットを含む）と有線ケーブルで接続される。</p>
5	その他のオフィス什器・備品等	<p>なお、本建物内の各部屋には、以上の設備機器のほか、前記1のとおり、通常のオフィスで用いられる机や椅子が設置される。</p>

(3) 本設備機器等・システムの導入に際して、関係者が実施する作業の内容

各作業工程の作業内容と関係者の担当範囲については、以下のとおりである。なお、本照会における建設業許可の要否の確認対象行為については、下線を付している。

ア 本建物に係る建設等の作業

本建物の建設や、本設備機器等・システムの導入に必要となる本設備機器等への電源引込・受変電電気工事、配線器具・電灯取付工事などの本建物に係る工事は全て、エンドユーザーが別に発注する建設業者との契約に基づき建設作業が行われる（X

社及びA社はこれらの作業には一切関与しない。Y社も同様である。)

イ シミュレーターホール内の作業

(ア) ドーム型施設等の設置

(a)シミュレーターホール内にドーム型施設を本建物床面に固定具で設置する作業、(b)ドーム型施設のスクリーンの上方外部に投影設備を取り付ける土台及びドーム型施設及び投影設備のメンテナンス用の足場として用いる周囲の鉄骨枠組みの組み立てと、当該枠組みの本建物床面への固定具による設置の作業、(c)当該投影設備を鉄骨枠組みに据え付ける作業、(d)ドーム型施設及び投影設備と、サーバー室にあるサーバー機器その他本設備機器等との有線ケーブルによる接続の作業、並びに(e)ドーム型施設及び投影設備と本建物電源との電源コードによる接続の作業が発生するが、これらの作業は、いずれも、Y社の委託先である本建設業許可業者が全て実施する。

そして、当該作業については、本建設業許可業者が建設工事請負契約書に係る仕様書に定められたドーム型施設及び本システムに係る設置・作業手順に沿って設置されるよう、A社が、メーカーとして提供する取扱説明書(メーカーが推奨する設置手順を含む。)及びメーカーとしての知見に基づき、書面又は作業現場において適切な作業手順等の助言を行う。なお、A社が作業現場で助言をする際には、A社の技術者は物理的に本設備機器等に触れることは一切せず、あくまで目視確認と助言のみを行い(現場において想定外の作業が発生した場合も同様である)、かかる助言を受けた本建設業許可業者は、A社の助言内容を参考にしつつ、自らの判断に基づいて、建設工事請負契約を履行する。なお、A社は、当該建設工事請負契約上の施工内容を決定し又は拘束することを目的とする指示書等の作成は一切行わない。

また、X社は作業現場に立ち会うことがあっても何ら作業その他の関与を行わない。

(イ) 航空機用コックピットの設置

(a)航空機用コックピットをドーム型施設内に備え付ける作業、及び(b)航空機用コックピットとサーバー室にあるサーバー機器その他本設備機器等を有線ケーブルにより接続する作業が発生するが、これは全てY社(建設工事が必要となる作業につき所定の建設業許可を有している)が実施する。

なお、電源コードによる当該コックピットと本建物電源との接続作業はY社の委託先である本建設業許可業者が実施する。

これら一連の作業に関して、X社及びA社は一切関与しない。

ウ その他の各部屋における作業

前記(2)の表のとおり、サーバー室には、本システムに係るソフトウェアが格納されたサーバー機器が固定具により本建物床面と設置される。

Instructor Operating Station (IOS) 集中管理ステーション及び中央制御室には、コンピューター (パソコン)、モニター、キーボード、マウス、コントロールパネル、ヘッドセット、机、椅子が配置され、このうち Instructor Operating Station (IOS) 集中管理ステーションには建物壁面にモニターも据え付けられる。また、これらのサーバー機器、コンピューター (パソコン) と、ドーム型施設等の本設備機器等は有線ケーブルにより接続されネットワーク化される。さらにこれらのサーバー機器、コンピューター (パソコン) と本建物電源が電源コードにより接続される。

これらの一連の作業は、全て、Y社の委託先である本建設業許可業者が実施する。X社及びA社はこれに関与しない。

なお、本システムに係るソフトウェアを前記のサーバー機器やコンピューターにインストールする作業は、作業現場に当該サーバー機器等を搬入する前の段階で大半が完了している。

エ 本設備機器等設置後の本システムの動作確認

各本設備機器等が物理的に本建物内に設置され、各機器が有線ケーブルで接続された後、A社の技術者が、前記イ及びウでの作業によりネットワーク化された本設備機器等が本システムにより適切に動作するかの確認試験を、以下の観点から行う。なお、その際に想定されるA社の具体的な行為態様は、A社の技術者において、(a)設置済みのドーム型施設においてA社所有のノートパソコン (設置済みのコックピットと有線ケーブルにより相互に接続される。各接続端子への有線ケーブルの接続は、全てY社の委託先である本建設業許可業者が行う。) を操作することを通じて、スクリーン上に映像が表示されるか否かを確認し、(b)本設備機器等に含まれる各コンピューター (各部屋に配置されたもの) においてマウスとキーボードの操作を通じ、モニターに表示される情報を確認し、かつ(c)上記(a)の場合のほか、A社所有のノートパソコン及び外付けのハードドライブを作業現場に持ち込み、ノートパソコンと各設備機器等を有線ケーブルで各機器等の既存の接続端子に接続して、当該ノートパソコンを操作するのみである。

- ① A社が開発したソフトウェアのインストール (前記ウの、作業現場にサーバー機器等を搬入する前の段階で完了しているものを除く。) とネットワーク構成の確認
- ② 各構成システムのアプリケーションの作動状況の確認
- ③ モニタリング用ソフトウェアツールを使用し、各通信メッセージが適切に伝達されるか確認

- ④ プログラミングソフトウェアを使用したシステムのバグ確認
- ⑤ プログラミングソフトウェアを使用し、バグが発見されたソフトウェアを修正
- ⑥ プログラミングソフトウェアを使用し、ソフトウェアの編集・再インストール
- ⑦ 映像が正常にドーム型施設のスクリーンに表示されることの確認（解像度など）
- ⑧ システムのバックアップ
- ⑨ 模擬訓練時のシナリオ作成用ソフトウェアの微修正

上記確認試験において不具合等が発見された場合には、問題箇所を特定し、不具合の原因が設備・機器の設置方法にある場合には、その設置作業の修正に関する助言を本建設業許可業者に対して行い、本建設業許可業者が当該助言を参考にしつつ、自らの判断で本システムの動作上の不具合を解消する作業を行うことが予定されている。A社は上記以外の対応を行わない。また、X社はこの工程において何ら具体的な作業その他の対応を行わない。

オ 全システムの作動確認・試運転の実施

前記エ同様、A社の技術者が、航空機用コックピットを設置するY社と連携して、A社側提供システムとY社が提供する航空機用コックピットとの適合試験を含め、本設備機器等・システムによる全体の作動確認・試運転を、(a) A社所有のノートパソコン（設置済みのコックピットと有線ケーブルにより相互に接続される。各接続端子への有線ケーブルの接続は、全てY社の委託先である本建設業許可業者が行う。）を操作し、かつ(b)本設備機器等に含まれる各コンピューター（各部屋に配置されたもの）においてマウスとキーボードの操作を通じ、モニターに表示される情報を確認する方法のみにより実施する。A社は上記以外の対応を行わない。また、X社はこの工程において何ら具体的な作業その他の対応を行わない。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

(1) 見解

本件のように我が国の建設業許可を有しない海外企業から機器等を購入して我が国の建物施設に導入・設置を行うといった場合には、その建設作業において、システム開発者である海外企業の技術支援を受けなければ適切かつ円滑な導入が困難な場合がある。このように建設業許可を有しない技術者（以下「技術支援者」という。）から建設工事に関して一定の技術支援を受ける場合において、その技術支援自体が建設業法第2条第2項に定める「建設業」に該当する（同法第3条第1項

に基づく建設業許可が要求される)か否かは、当該技術支援が「建設工事の完成を請け負う営業」(同法第2条第2項)に当たる否かにより判断される。また、当該技術支援に係る契約が委託その他の工事請負契約以外の名義でも、実質的に技術支援者が報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約である場合には、当該契約は建設工事の請負契約とみなされる(同法第24条)。

本件では、前記2で記載した、Y社の委託先である本建設業許可業者が行う予定のドーム型施設及びその周囲の鉄骨設備の設置や電気配線工事等は、「機械器具設置工事」「電気通信工事」「電気工事」「とび・土工・コンクリート工事」(建設業法第2条第1項、別表第一)等に該当し得る行為と考えられる。

他方で、X社とA社との間の契約では、A社がこれらの建設工事の完成を請け負うことなく、単に(Y社から委託を受けた)本建設業許可業者に対する技術支援やシステムにおける動作確認・試運転を行うこと等を受託するのみである。そして、A社の「技術支援」は、あくまで本建設業許可業者への「助言」であって、最終的にその助言どおり施工するか否かは本建設業許可業者の裁量的判断に委ねられている。

また、A社やX社が、Y社と本建設業許可業者との間の請負契約締結に係る意思決定に関与することは一切ない。

さらに、実際にA社が担当する作業は、本設備機器等の設置が必要となる工程(前記2(3)イ及びウ)においては、目視確認及び本建設業許可業者への助言のみに限られ、A社の技術者が物理的作業を実施することはない。また、本設備機器等設置後のシステム間の動作確認と全システムの作動確認・試運転の実施工程(前記2(3)エ及びオ)においては、A社の技術者は、既存の各機器のキーボードやマウスの操作、又はA社所有のノートパソコンを有線ケーブルにより各本設備機器等の既存の接続端子から接続してキーボード及びマウスを操作することにより、電磁的記録の書換えを行うのみで、本設備機器等の物理的な改変作業等は全く行わない。

よって、A社の上記の関与はいずれもA社の行為自体が「建設工事」に該当しない。また、Y社と本建設業許可業者が本設備機器等の設置を行う一連の工程において、A社が技術支援や作動確認・試運転を行うという関与があるとしても、Y社と本建設業許可業者との間の建設請負契約に基づき本建設業許可業者が実施する「建設工事」に係る物理的作業には一切関与せず、かつ、その「技術支援」はあくまで本建設業許可業者への「助言」であって、施工内容を決定し又は拘束することを目的とする指示書の作成等も一切行わないため、「建設工事」の施工に関して一切の決定権限を有しないと解される。そのため、実質的にX社とA社との間の契約が「建設工事」の完成を約する契約であると認められる場合にも該当しない。

以上より、本件でA社が行うと想定される業務について、X社がY社から受託し、

かつ、A社がX社から再受託した場合でも、X社及びA社において建設業許可は不要である。

(2) 根拠

建設業許可が必要とされる行為は「建設業」であるところ（建設業法第3条第1項）、「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいう（建設業法第2条第2項）。ここでいう「建設工事」とは、土木建築に関する工事で建設業法別表第一の上欄に掲げるものをいい（建設業法第2条第1項）、具体的には、土木一式工事で建築一式工事の2つの一式工事のほか、27の専門工事の計29の種類に分類されている。

また、「委託その他いかなる名義をもってするかを問わず、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約とみなして、この法律の規定を適用する」ものとされている（建設業法第24条）。

この点、技術支援や機器システムの作動確認・試運転が建設工事に関連して行われる場合に技術支援者によるこれらの行為が「建設業」に該当するか否かは、「建設工事の完成を請け負う営業」（同法第2条第2項）に当たる否かにより判断され、かかる「建設工事の完成を請け負う」ものか否かについては、発注者と建設業者との間の建設工事請負契約に係る意思決定や建設業者が行う建設工事作業への具体的な関与の有無・態様等を踏まえた実質的な判断を要すると考えられる。そして、技術支援や機器システムの作動確認・試運転が建設工事に関連して行われる場合であっても、技術支援者が実質的にみて発注者から建設工事の完成を請け負っていると認められず、技術支援や機器システムの作動確認・試運転に係る契約が建設工事の請負契約とみなされない限り、技術支援や機器システムの作動確認・試運転を行うに際して建設業許可は要しないと考えられる。

4. 公表の延期の希望（希望する場合のみ）

希望しない。

5. 連絡先

〒100-0011 東京都千代田区内幸町二丁目1番4号 日比谷中日ビル6階
三宅坂総合法律事務所
弁護士 森川 友尋
同 小島 啓
TEL 03 - 3500 - 2793

FAX 03 - 3500 - 2743

以上